

企画競争公募公告

本業務に係る企画提案者を下記のとおり公募します。

令和6年1月30日

支出負担行為担当官
消防庁総務課長 河合 宏一

記

1. 公募件名 令和6年度消防団入団促進広報業務委託
2. 目的 消防団員数は減少が続いており、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にあるため、若者や女性を中心に消防団やその活動への理解促進に努めるとともに、1年を通して全国規模の広報を実施することにより、消防団員の存在意義、役割、やりがい、社会的評価の向上及び入団促進を図る。
3. 事業概要 年間を通して全国規模でイベント等を実施するなど効果的な広報行う。
4. 公募期間 令和6年1月30日（火曜日）から令和6年3月1日（金曜日）
17:00 までに下記提出先必着分
5. 契約形態等 請負契約
予算規模 72,000 千円（税込み）の範囲以内
6. 応募の資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4・5・6年総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（①広告・宣伝又は②写真・製図）」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
①契約の相手方として不適当な者
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員

(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

②契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募資格にない者の提出書類等は、無効とする。

- | | |
|-------------|--|
| 7. 応募条件 | なし |
| 8. 成果物 | 企画提案書のとおり |
| 9. 応募提出書類 | 企画競争提案要項による |
| 10. 応募書類提出先 | 〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
総務省消防庁国民保護・防災部防災課・地域防災室 |
| 11. 問い合わせ先 | 総務省消防庁国民保護・防災部防災課・地域防災室 消防団係
担当者：水野
電話：03-5253-7561 FAX：03-5253-7535
E-mail アドレス syobodan@ml.soumu.go.jp |
| 12. その他 | (1) 企画案募集要領の交付を希望する場合は、事前に総務省消防庁国民保護・防災部防災課・地域防災室担当者と連絡の上、日程等の調整を図り来訪すること。
公募説明会については、令和6年2月7日(水曜日)に実施予定。
参加を希望する場合は、別紙「公募説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、11. 問い合わせ先 E-mail アドレスにメール送付すること。 |

(2) 応募者は、応募提出書類の提出をもって前記6(5)及び(6)の規定に該当しないことを誓約し、かつ消防庁の求めに応じ、応募者の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。